平成３０年（フ）第７１６号
大阪市鶴見区浜５丁目南１番13号　６Ａ、前住所大阪市鶴見区焼野１丁目１番１―1002号
債務者　大木加奈子
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７１９号
大阪市西区境川１丁目４番２―304号
債務者　近藤　智恵
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第７２８号
大阪府茨木市並木町８番34号
債務者　柿本　憲治
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０１２号
大阪市城東区今福東３丁目10番18―406号、前住所大阪市城東区古市３―８―13―1002
債務者　長　　あや（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０７１号
大阪市天王寺区東上町７番31―102号、前住所大阪市天王寺区上本町９丁目２番12号　エンゼルマンション402号
債務者　庄野　通俊
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１３３号
大阪府吹田市江坂町５丁目14番14―203号
債務者　大月　妙子
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１２７３号
大阪市住之江区西加賀屋１丁目３番８―406号
債務者　増井　秀次
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３０１号
大阪府枚方市長尾家具町３丁目５番地の９（206）
債務者　平馬久美子
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３２１号
大阪府豊中市庄内幸町５丁目23番１号
債務者　小山　智子
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第５４号
奈良県生駒郡斑鳩町小吉田２丁目11番６号
債務者　黒田　麻布
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第５８号
奈良県生駒郡平群町大字三里785番地の３
債務者　阪下　満子
1　決定年月日時　平成30年４月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
奈良地方裁判所

平成３０年（フ）第２０号
沖縄県南城市大里字古堅954番地１　ネクステージウインドテラスⅠ　301号室
債務者　安次富晴文
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第３５号
沖縄県那覇市西１丁目20番13号　２階　ｊａｓｍｉｎｅ８ｏｋｉｎａｗａ
債務者　月岡真親香
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第４８号
沖縄県那覇市字国場206番地　嘉数方２階
債務者　平良　夕子
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第５５号
沖縄県島尻郡八重瀬町字外間５番地１
債務者　金城　幸枝
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第８０号
沖縄県糸満市西崎２丁目17番20号　パークサイド４―Ｂ
債務者　上間　聖子
1　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１１２号
岐阜県瑞穂市馬場上光町１丁目11番地、前住所岐阜県瑞穂市馬場上光町１丁目12番地
債務者　豊田　美奈
1　決定年月日時　平成30年４月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月８日まで
岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第５９号
愛知県蒲郡市大塚町上向山118番地３　ひまわり203
債務者　内藤　明宏
1　決定年月日時　平成30年４月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年６月４日まで
5　免責審尋期日　平成30年６月４日午後１時15分
名古屋地方裁判所豊橋支部